

一般社団法人 J B N 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 J B N と称し、英文では Japan Builders Network と表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は地域工務店で構成される全国団体で、業務、技術、人材、品質、情報等の面から会員をサポートし、地域工務店とこれらを取り巻く関連事業者と共に業界を形成し、持続的かつ健全な発展をはかり、もって地域の良好な住環境の整備に貢献することを目的とする。その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 地域工務店の業務支援に関する事業
- (2) 地域工務店の技術支援に関する事業
- (3) 地域工務店の後継者及び人材育成に関する事業
- (4) 地域工務店の業務に関する情報等の提供に関する事業
- (5) 地域工務店の業務に関する研修・講習に関する事業
- (6) 住宅・施工の品質に対する認証に関する事業
- (7) 技術に関する資格認定試験の実施、資格の認定及び更新に関する事業
- (8) 住宅履歴の管理及び活用に関する事業
- (9) 損害保険代理業
- (10) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律その他の法律により、住宅瑕疵担保責任保険法人が行う業務の取次ぎに関する事業
- (11) 住宅ローンの斡旋及び住宅ローンの事務手続きの代行に関する事業
- (12) 前各号に掲げる事業に付帯関連する一切の事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、主たる事務所の掲示板に掲示して行う。

第2章 会員

(種別)

第5条 当法人の会員は次の7種とし、このうち社員会員および連携団体会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した地域工務店であって、建設業許可を受けている者、又は入会から5年以内に建設業許可を受ける見込みのある者
- (2) 社員会員 正会員のうち、入会時に当法人が定める賛助金を納入し、当法人の運営に深くかかわる者
- (3) 連携団体会員 当法人の目的に賛同し、各地域において当法人の事業の推進を図る法人又は団体
- (4) 協力会員 当法人の目的に賛同し、協力、共存、共栄を図る関連事業者
- (5) 支援団体会員 当法人の目的に賛同し、支援する公的機関、法人又は団体
- (6) 準会員 連携団体会員に所属する設計事務所であって、当法人の目的に賛同する者
- (7) 名誉会員 当法人に功績のあった者又は学識経験者で理事会において推薦された者

(入会)

第6条 当法人の会員になろうとする者は、所定の入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに会員となる。

- 2 当法人の会員になろうとする者が法人又は団体であるときは、当法人に対し権利を行使する自然人（以下「指定代表者」という。）1名をあらかじめ届け出なければならない。
- 3 指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を提出しなければならない。

(入会金及び会費等並びに賛助金)

第7条 会員は、別に定める入会金及び会費等規程に従って、入会に際して入会金を一時に払い込むとともに、会費等を納入しなければならない。